

督促手続オンラインシステムを利用した事務処理の運用について

平成18年8月9日総三第000977東京地方裁判所長あて総務局長通達

改正 平成26年2月27日総三第43号
令和 6年1月29日総三第15号

平成5年3月30日付け最高裁総三第11号事務総長依命通達「コンピュータを利用した事務処理について」に基づき、督促手続オンラインシステム（以下「督オンシステム」という。）を利用した事務処理の運用について下記の第1から第4までのとおり定めましたので、これによってください。また、督オンシステムを利用した場合の事件記録の保管及び送付に関する事務の取扱い並びに事件記録等の閲覧等に関する事務の取扱いについても下記の第5及び第6のとおり定めましたので、平成7年3月24日付け最高裁総三第14号総務局長通達「事件記録の保管及び送付に関する事務の取扱いについて」（以下「保管送付通達」という。）及び平成9年8月20日付け最高裁総三第97号総務局長通達「事件記録等の閲覧等に関する事務の取扱いについて」（以下「閲覧等通達」という。）の定めにかかわらず、これによってください。

なお、東京簡易裁判所に対しては、東京地方裁判所長から伝達してください。

記

第1 受付及び分配

- 1 民事訴訟法第132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則（平成18年最高裁判所規則第10号。以下「規則」という。）第2条に規定する申立て等については、平成4年8月21日付け最高裁総三第26号事務総長通達「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」（以下「受付分配通達」という。）記第2に定める受付の手続を要しない。
- 2 受領した書類に記載されている事項をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を督オンシステムのサーバー（督オンシステムを構成する機器のうち、磁気情報を集中的に管理して処理するコンピュータをいう。）の記憶装置（以下「サーバー」という。）に記録した場合には、受付分配通達記第2の3に定める受付日付の表示を要しない。この場合において、受領した書類が督促異議申立書のときは、サーバーに受付日を記録する。

第2 事件関係の帳簿諸票の備付け

1 督促事件簿の備付け

平成4年8月21日付け最高裁総三第27号事務総長通達「事件関係の帳簿諸票の備付け

等について」（以下「帳簿諸票通達」という。）に定める督促事件簿の備付けを要しない。

2 民事雑事件簿への登載

民事雑事件のうち帳簿諸票通達に定める民事雑事件簿に登載すべき事項のすべてがサーバーに記録されている事件については、民事雑事件簿への登載を省略することができる。

第3 事件記録の保存及び廃棄

1 記録の保存等に関する帳簿の記載

平成4年2月7日付け最高裁総三第8号事務総長依命通達「事件記録等保存規程の運用について」（以下「保存通達」という。）記第4の1の(1)及び同(5)のただし書並びに記第5の4の(2)に定める事項は、督促事件簿への登載に代えて、サーバーに記録する。第2の2の定めにより民事雑事件簿への登載を省略したときも同様とする。

2 廃棄目録

保存通達記第5の3の(1)に定める記録の廃棄目録は、督オンシステムにより印刷したものをを用いる。

第4 保管金

1 受入事務

平成17年3月31日付け最高裁総三第000101号総務局長通達「保管金事務処理システムを利用した裁判所の事件に関する保管金の取扱いについて」記第1の1の保管金提出書は、これを作成することを要しない。

2 払出事務

係書記官は、郵便料金等に充てるための費用として予納された金銭（以下「保管金」という。）の払出しをすべきときは、督オンシステム上の保管金払出一覧により事件番号、債権者名、払出合計額及び残高を確認した上、保管金の払出しを指示するための情報（以下「払出指示情報」という。）をサーバーに記録する。

3 還付事務

係書記官は、保管金の還付をすべきときは、督オンシステム上の保管金還付一覧により事件番号、債権者名及び還付額を確認した上、保管金の還付を指示するための情報（以下「還付指示情報」という。）をサーバーに記録する。

4 追納事務

係書記官は、保管金の追納を指示すべきときは、督オンシステム上の保管金追納一覧により事件番号、担当書記官名、残額及び追納額を確認した上、保管金の追納を指示するための情報（以下「追納指示情報」という。）をサーバーに記録する。

5 主任書記官の承認

主任書記官は、2から4までの定めにより記録された払出指示情報、還付指示情報及び追

納指示情報の内容を承認するときは、その旨をサーバーに記録する。

6 使用明細の交付

係書記官は、規則第2条に規定する申立て等をした債権者から期間を明示して使用明細の交付の請求があったときは、事件番号、使用年月日、書類種別及び郵便料金を記載した当該期間内における保管金の使用明細を督オンシステムにより印刷し、当該債権者に交付する。

7 首席書記官等の検査

東京簡易裁判所民事首席書記官は、保管金に関する事務（歳入歳出外現金出納官吏の取り扱う事務を除く。）について、毎年1回以上定期的に、又は随時に検査を行うほか、当該事務の取扱者の異動等により事務の引継ぎを行うときは、これに立ち会って検査し、又は督促事件を担当する裁判官の下に配置された主任書記官に検査させ、その結果を東京簡易裁判所に報告する。

第5 事件記録の保管及び送付

1 事件記録の保管

事件記録は、サーバーに記録する方法により保管する。

2 事件記録の貸出し

保管送付通達記第1の4に定める事件記録の貸出しは、督オンシステムに記録された電磁的記録の内容を書面に出力して行う。

3 事件記録の対照調査

保管送付通達記第1の5に定める帳簿諸票との対照調査は、これを要しない。

4 事件記録の送付

保管送付通達記第2の1に定める記録送付書は電磁的方法により作成し、事件記録とともに電気通信回線を通じて送信する。

第6 事件記録等の閲覧等

閲覧等通達記第3の4の(3)に定める閲覧・謄写票の事件記録へのつづり込みは、閲覧・謄写票に記載されている事項をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をサーバーに記録する方法により行う。

付 記

1 実施

この通達は、平成18年9月1日から実施する。

2 通達の廃止

平成17年3月31日付け最高裁総三第000104号総務局長通達「民事訴訟法第402条第1項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則第3条第3項の規定により予納される金銭の取扱いについて」は、平成18年8月31日限り、廃止する。

3 経過措置

この通達の実施の際、現に大都市簡裁督促事件処理システムを用いて取り扱われている督促事件の保管金に関する事務処理については、なお従前の例による。

付 記

この通達は、平成26年2月27日から実施する。

付 記（令6. 1. 29総三第15号）

この通達は、令和6年1月30日から実施する。